

美濃庄町『人・農地プラン』

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大和郡山市	美濃庄町 (大美濃庄・小美濃庄・出屋敷集落)	令和3年3月31日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	37.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	22.4 ha
③後継者のいる農業者の耕作面積の合計	8.1 ha
④後継者のいない農業者の耕作面積の合計	14.2 ha
i うち75歳以上の農業者の耕作面積の合計	3.6 ha
ii うち5年後営農困難・不明の農業者の耕作面積の合計	3.7 ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.5 ha
(備考) 地区内の中心経営体は、施設野菜経営・水稲栽培を主としている。	

2 対象地区の課題

美濃庄町集落は、奈良県でも早くからイチゴ（露地）の栽培に加えて、水稲栽培の盛んな専業農家の集落であった。農業者の高齢化にともない、後継者は水稲栽培の兼業農家となり、現在ではイチゴを栽培している専業農家は、2戸までに減少しており、増える傾向にはない。農業後継者についても、約65%の農家におらず、認定農業者・認定新規就農者等の中心経営体となる担い手を、集落内外から増やしていくことが、早急な課題である。また、兼業農家増加により、昔からの集落の農業の習慣や風習を知らない者も多く、後継者を育成し、今後、集落の習慣や風習を引き継いで行かなければならない。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 集落内の農地利用については、農地バンク制度の周知を図り、機構を通じて担い手に、農地を集積・集約化していく。
- 集落内で耕作されなくなった、若しくは耕作されなくなる農地については、中心経営体に集約化していく。
- 集落内の耕作放棄地は集落内で協力し解消していく。
- 集落内において、農地を管理するための営農組織作りも将来的に考えていく。
- 担い手が営農しやすくするために、分散している農地を集積・集約化する。
- 集落外からの担い手を受け入れることも視野に入れ、水管理や畦草刈り等の水田管理体制を整える。
- 集落内において、新たに認定農業者や認定新規就農者を育成し、中心経営体に位置づけていく。

(参 考) 中心経営体

属性	農 業 者 (氏 名 ・ 名 称)	現 状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積(a)	経営作目	経営面積(a)	農業を営む範囲
認農		水稻・イチゴ ・イチジク ・夏秋ナス	100	水稻・イチゴ ・イチジク ・夏秋ナス	50	美濃庄町

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○農地の貸付等の推進

現在のところ、集落内において機構貸付意向の農家は5戸、2.7haである。一方、集落内の農家であれば貸付意向の農家も4戸、1.0haある。

農家の高齢化と後継者不足や土地持ち非農家が増えていることから、地区内の農地利用・保全を担う営農組織を検討し、地区で取り決めたルールに基づき、分散圃場の解消や担い手への農地集積・集約化を進めるとともに、耕作放棄地を防止するために適正な農地管理を行う。

また、営農環境を改善するため、農地区画の整理・拡大、不整形・小規模水田の解消、水路・農道等整備など基盤整備を検討する。

○農地中間管理機構の活用方針

新たに、中心経営体に位置づける認定農業者を増やし、また、集落内における農地保全の営農組織等も視野に入れながら、中心経営体を増やす。

集落内の農地において、それらの中心経営体に農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構を積極的に活用する。そのためには、今後、担い手がおらず、耕作されなくなった農地については、機構に順次登録していく、集落としてのルール作りも検討していく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で、営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて他の中心経営体への貸付を進めていく。